

原規規発第 2203085 号
令和 4 年 3 月 8 日

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長 殿

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
検査監督総括課長
(公印省略)

原子力施設を管轄する労働基準監督署と原子力規制事務所との連携
について

令和 2 年 4 月から原子力規制検査の運用を開始し、原子力規制検査では、原子力規制委員会の原子力検査官が日常的に原子力施設に立入り、原子力事業者等が行う安全活動及び原子力施設の状況について監視を行っています。

原子力規制事務所に常駐する原子力検査官は、日常的に原子力施設に立入り、原子力施設の巡視、原子力事業者等の会議体の傍聴、職員への質問、記録やマニュアル類の閲覧等を行うことにより、現場の実態を把握しています。一方で、労働基準監督署におかれましては、労働安全衛生法に基づき原子力施設へ立入り、原子力事業者等へ指導等を行っているものと承知しております。

つきましては、原子力施設を管轄する労働基準監督署と原子力規制事務所が連携し、相互に効率的かつ効果的な検査等を行うことで、原子力事業者等に対して適切に監視・指導ができるよう、貴省のご協力をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

連携内容の一例として、別紙の参照をお願いします。

以上

労働基準監督署と原子力規制事務所との連携内容（例）

1. 労働安全衛生法の観点で懸念される事項の情報提供

日常的な検査や巡視において労働安全衛生法の観点で懸念される事項があった場合、原子力規制事務所の原子力検査官は、その情報を労働基準監督署に提供する。

2. 従業者の被ばく事故等への対応

従業者の意図しない被ばく事案が発生した場合その他従業者に対する放射線安全に影響を及ぼす事案が発生した場合、原子力規制事務所の原子力検査官は、その情報を労働基準監督署に提供する。原子力規制事務所は原子炉等規制法の観点から、労働基準監督署は労働安全衛生法の観点から、相互に連携して検査等を行う。また、必要に応じて、合同で検査等を行う。

3. 労働災害に関する調査での協力

労働安全衛生法に基づいて実施される労働基準監督署の労働災害に関する調査等について、原子力規制事務所の原子力検査官は、当該調査等の対象が原子力安全に影響する又はその可能性があつて必要がある場合は、当該調査の実施に協力し、労働基準監督署と連携して検査等を行う。

4. その他

- 本運用は令和4年4月1日から開始する。
- 原子力規制事務所と労働基準監督署は、連携のための連絡窓口を定め、担当者名簿を別途整備し、人事異動等の都度その名簿を更新の上、担当者間で共有する。
- 原子力規制庁が開催する研修等を通じ、相互の制度や活動について理解を図る。

労働基準監督署と原子力規制事務所との連携は、双方の情報共有を通じた効率的かつ効果的な検査等を行うことが目的であり、相互の行政目的に資するよう柔軟に運用することとし、継続的に改善を図る。

以上